

第 1 審査会の結論

山梨県知事が平成 21 年 1 月 29 日付けでした行政文書一部開示決定処分は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、山梨県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成 21 年 1 月 15 日付けで、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「1. 平成 年度の地すべり工事に關し 所有の、田、原野における 2 本の杭の件。2. 平成 年頃の 地すべり工事において、 に対する補償内容について。」の開示請求をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、請求内容について申立人に照会し、行政文書開示請求書に記載された「 」とは （ ） の父親である 氏のことであることを確認した上で、別紙のとおり、開示請求に係る行政文書を特定し、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 21 年 1 月 29 日付け峡南建第 6408 - 2 号をもって申立人に通知した。

3 異議申立て

申立人は、実施機関に対し、平成 21 年 2 月 13 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき異議を申し立てた。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、「平成 年度 地すべり対策工事における、 に対する補償内容に関する文書（平成 年 月 日契約分、平成 年 月 日契約分）」という行政文書中「立木補償費内訳書」、「立毛（立木）補償契約書」及び「立木補償契約書」（以下「本件文書」という。）の一部を不開示とした部分を取り消し、開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

土地売買契約を締結した事実はないのに、何故立木の補償料が発生しているのか。

立木の地番はどこなのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第8条第1号該当性

本件文書中開示しない部分に記録されている情報は、個人に関する情報であって、開示された他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、条例第8条第1号本文に当たる。そして、当該情報は、土地や建物とは異なり不動産登記簿に登録されるなどして公示されるものではなく、また、一般人であればおよそその見当をつけることができるものとはいえず、性質上その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるとはいえないから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、同号ただし書イに当たらず、また同号ただし書ロ又はハに当たらないことは明らかである。よって、当該情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

2 異議申立書における申立人の主張について

「土地売買契約を締結した事実はないのに、何故立木の補償料が発生してるのか。立木の地番はどこなのか。」との申立人の主張については、次のとおり反論する。

情報の開示又は不開示の判断は、条例の規定に基づき行うものであり、土地売買契約締結の事実の有無と立木補償料の発生との間の関連性といったことは別の問題である。また、立木補償の対象となった地番等については、条例第8条第1号所定の不開示情報に該当するので、開示することはできない。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 認定事実

- (1) 本件文書は、山梨県が、平成 年度 地すべり対策工事のため 氏と締結した立木補償契約に係る文書である。
- (2) 本件文書のうち、「立木補償費内訳書」という文書には立木の所在、立木の名称や形状ごとの補償費内訳、立木所有者の住所及び氏名等が記載されており、「立毛（立木）補償契約書」という文書及び「立木補償契約書」という文書には工事名、契約金額、立木の所在、立木所有者の住所及び氏名その他立木補償に係る契約項目が記載されている。
- (3) 本件文書に記載されている立木所有者と立木に係る被補償者とは同一人物である。
- (4) 本件文書に記載されている情報のうち、本件処分が開示されなかった部分は、別紙「開示しない部分」欄の記述のとおりであって、立木所有者の住所及び氏名

については、開示されている。

2 判断

(1) 条例第8条は、その第1号において、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。ただし、次の情報は除くこととしている。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 本件文書の開示しない部分のうち、字、地番、名称、形状、数量及び単位は、特定の個人が所有する立木について、その所在、種類及び数量を示す情報である。そして、本件処分において、立木所有者の住所及び氏名は開示されている。このことから、当該情報は、個人に関する情報であって、開示された他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、条例第8条第1号本文に当たる。しかも、当該情報は、土地や建物とは異なり不動産登記簿に登録されるなどして公示されるものではなく、また、一般人であればおよそその見当をつけることができるものとはいえず、性質上その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるとはいえないから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、同号ただし書イに当たらない。さらに、当該情報が同号ただし書ロ又はハに当たらないことは明らかである。よって、当該情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

(3) 本件文書の開示しない部分のうち、単価、金額、消費税対象額及び補償金額は、特定の個人に対して補償料がいくら支払われたのかを示す情報である。そして、本件処分において、立木所有者の住所及び氏名は開示されている。このことから、当該情報は、個人に関する情報であって、開示された他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、条例第8条第1号本文に当たる。しかも、当該情報は、土地や建物とは異なり不動産登記簿に登録されるなどして公示されるものではなく、また、必ずしも一般人の目に

触れるものではない以上、一般人であればおよその見当をつけることができるものとはいえ、性質上その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるとはいえないから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、同号ただし書イに当たらない。さらに、当該情報が同号ただし書ロ又はハに当たらないことは明らかである。よって、当該情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

- (4) 本件文書の開示しない部分のうち、被補償者の署名筆跡及び印影は、特定の個人の署名筆跡がどのようなものであるのか、また特定の個人が補償契約書の作成に当たり使用した印鑑の印影はどのようなものであるのかを示す情報である。そして、本件処分において、被補償者の住所及び氏名は開示されている。このことから、当該情報は、個人に関する情報であって、開示された他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、条例第8条第1号本文に当たる。しかも、当該情報は、土地や建物とは異なり不動産登記簿に登記されるなどして公示されるものではなく、また、必ずしも一般人の目に触れるものではなく、性質上その内容が不特定の者に知られ得る状態にあるとはいえないから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、同号ただし書イに当たらない。さらに、当該情報が同号ただし書ロ又はハに当たらないことは明らかである。よって、当該情報は、同号所定の不開示情報に該当する。

3 申立人の主張について

申立人は、土地売買契約を締結した事実がないのに立木の補償料が発生するのは不合理である旨主張する。しかし、本件異議申立ては、行政文書一部開示決定処分に対するものであるから、その調査審議において審理の対象となるのは当該処分の適法性又は妥当性であり、山梨県が締結した補償契約の合理性については、審理の対象でない。このことから、申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。その他、申立人は意見書において種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成21年 2月20日	諮問
平成21年 2月27日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成21年 3月24日	異議申立人から意見書を受理
平成21年 3月27日	審議
平成21年 5月20日	審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	
久保嶋 正子	公認会計士	
濱田 一成	千葉経済大学特任教授	会 長
丸山 博	元山梨県地方労働委員会事務局長	
水上 浩一	弁護士	会長代理

行政文書の表示	細目	開示しない部分	開示しない理由
所有の土地にある2本の杭が打たれた経緯がわかる文書		全部	2本の杭が打設された経緯は不明であり、当該文書は存在しない。
平成 年度 地すべり対策工事における、に対する補償内容に関する文書 (平成 年 月 日契約分、平成 年 月 日契約分)	設計書のうち立木補償費内訳書	字、地番、名称、形状、数量、単位、単価、金額、消費税対象額	当該開示しない部分に記録されている情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であることから、条例第8条第1号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため、同号所定の不開示情報に該当する。
	立毛(立木)補償契約書、立木補償契約書	契約金額、署名筆跡、印影、字、地番、数量、補償金額	同上
	土地売買契約書	全部	契約を締結した事実はなく、当該文書は存在しない。
	物件移転補償契約書	全部	同上
	土地賃貸借契約書	全部	同上
	権利消滅に関する契約書	全部	同上